

令和6年度藤枝市地域福祉に関する市民意識調査回答集計・分析業務入札説明書

藤枝市が発注する、令和6年度藤枝市地域福祉に関する市民意識調査回答集計・分析業務に係る一般競争入札公告に基づく入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公 告 日 令和6年10月4日（金）

2 執 行 者 藤枝市長 北村正平

3 担 当 部 局 藤枝市健康福祉部福祉政策課

〒426-8722

静岡県藤枝市岡出山一丁目11番1号 藤枝市役所 西館1階

TEL 054-643-3148 FAX 054-644-2941

4 業務内容等

（1）入札番号 藤福契第7号

（2）業 務 名 令和6年度藤枝市地域福祉に関する市民意識調査回答集計・分析業務

（3）業務内容 本市の市民（福祉団体等を含む）の生活実態や健康状態、福祉施策に対する考え方等の把握を行うための意識調査に係る回答の集計及び分析

（4）業務期間 契約日から令和7年3月31日まで

（5）備 考 本意識調査は、藤枝市及び藤枝市社会福祉協議会が策定する「第6次藤枝市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の基礎資料とするものである。

5 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

（1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2） 藤枝市が発注する物品購入等及び一般業務委託に係る入札参加資格において、「各種調査企画」の営業種目の競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。

（3） プライバシーマークの認証を取得している者、または ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を取得している者。（契約期間中に有効期限が切れる場合には認証を継続することの意向を示すこと）

（4） 品質管理体制について、ISO9001（品質マネジメントシステム）の認証を取得している者。（契約期間中に有効期限が切れる場合には認証を継続することの意向を示すこと）

（5） この公告の日から開札の日までの間に、藤枝市入札参加資格停止措置要綱による入札参加停止を受けている日が含まれないこと。

（6） 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づ

き再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(7) 次のアからオに該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不正に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

(8) 入札に参加する本社、支店又は営業所の所在地が静岡県内であること。

6 入札参加資格の確認等

(1) 本入札の参加希望者は、次により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び宣誓書を令和6年10月11日（金）午後4時までに提出（1部）し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、提出は持参または郵送（簡易書留に限る。指定期日（時間）までに必着）とする。

(2) 提出された入札参加資格の確認結果は、令和6年10月15日（火）までに通知する。

(3) 申請書及び宣誓書は次により作成すること。

ア 入札参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 宣誓書（様式第2号）

ウ プライバシーマークまたは ISO27001 の認定証の写し

エ ISO9001 の認定証の写し

(4) (1) の書類は「3 担当部局」宛に提出すること。

(5) その他

ア 申請書及び宣誓書の作成並びに申し込みに係る費用は、提出者の負担とする。

イ 入札執行者は、提出された申請書及び宣誓書を、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出期限後における申請書及び宣誓書の差し替え及び再提出は認めない。

エ 提出された申請書及び宣誓書は、返却しない。

オ 提出された申請書及び宣誓書は、公表しない。

カ 申請書及び宣誓書に用いる言語は日本語とする。

キ 提出された申請書及び宣誓書について、追加資料を求めることがある。

7 入札参加資格がないと認められたものに対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明を求める場合には、書面にて令和 6 年 10 月 16 日（水）午後 4 時まで提出しなければならない。
- (3) 入札執行者は、説明を求められたときは、令和 6 年 10 月 17 日（木）までに説明を求めたものに対し、回答する。
- (4) (2) の書面は「3 担当部局」宛に提出すること。

8 入札手続き等入札手続き等

- (1) 入札執行日時 令和 6 年 10 月 21 日（月）午後 2 時 00 分から
- (2) 入札執行場所 藤枝市岡出山一丁目 11 番 1 号 藤枝市役所西館 5 階 第 2 委員会室
- (3) 入札方法
 - ア 入札は、郵送（簡易書留に限る。）によるものとする。
 - イ 入札執行日時までに必着すること。同日時後に到着した入札書は無効とする。
 - ウ 入札書の提出方法については、別紙「入札書郵送の注意事項」のとおり。
 - エ 郵送による入札に係る費用については、入札の結果に関わらず、入札参加者の負担とする。
 - オ 入札書の入札金額の記入方法
落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって決定価格とするので、入札書は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 最低制限価格 なし
- (5) 入札保証金 免除
- (6) 契約保証金 免除
- (7) 前払金 なし
- (8) 令和 6 年度藤枝市地域福祉に関する市民意識調査回答集計・分析業務入札心得
入札心得は、藤枝市ホームページ（各課のページ・福祉政策課）に掲載する。入札参加者は遵守すること。
- (9) 入札の無効
無効となる入札については、令和 6 年度藤枝市地域福祉に関する市民意識調査回答集計・分析業務入札心得の定めによる。入札参加資格を確認された者であっても、その後に入札参加資格がないことが明らかになったときは、その者がした入札は無効とする。
- (10) 不落随意契約
限度とする回数の入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号に基づき随意契約に移行し、最低価格をもって入札した者から郵送にて見積書を徴収し、予定価格の制限の範囲内で決定する。ただし、最低価格をもって入札した者が随意契約を希望しない場合は、この限りではない。

9 契約書の作成

契約の締結にあたっては、契約書を作成しなければならない。

10 その他

- (1) 入札後、契約書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 申請書に虚偽の記載をした場合においては、藤枝市入札参加資格停止措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) その他詳細不明の点については、その他詳細不明の点については、藤枝市福祉政策課に照会すること。